

○島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱

令和3年3月30日
告示第75号

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関して必要な事項を定め、当該設置が適正に行われるよう指導することにより、災害の発生を防止するとともに、本市の豊かな自然環境の維持及び良好な景観の形成を図り、市民の安全で安心な生活環境の保全及び健全な都市環境の確保に資することを目的とする。

(令5告示69・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、次に掲げるものをいう。

ア 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備にあつては、発電出力が50キロワット以上のもの(複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が50キロワット以上になるものを含む。以下この号において同じ。)

イ 風力を電気に変換する設備及びその附属設備にあつては、発電出力が50キロワット以上のもの及び地盤面から最高部までの高さが15メートルを超えるもの

(2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業をいう。

(3) 事業者 事業を行う者をいう。

(4) 事業区域 事業を行う一団の土地の区域をいう。

(5) 設置工事 事業を行うに当たり法令(条例を含む。)上必要な許認可等(許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。以下同じ。)を受けた後に事業区域内において行う再生可能エネルギー発電設備を設置する工事(当該設置のために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う工事を含む。以下同じ。)をいう。

(6) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者及び事業区域をその区域に含む自治会その他これに類する地域住民が組織する団体をいう。

(令4告示134・令5告示69・一部改正)

(適用除外)

第3条 この要綱の規定は、事業のうち[次の各号](#)のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、適用しない。

(1) [島田市大規模再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例\(平成31年島田市条例第3号\)](#)の規定の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備

(2) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)に設置される再生可能エネルギー発電設備

(令5告示69・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業を行うに当たり、法令を遵守し、災害及び生活環境への被害等が発生することのないよう、並びに本市における自然環境及び景観を損なわないよう十分配慮するとともに、近隣関係者との良好な関係を保たなければならない。

(事前協議等)

第5条 事業者は、[次条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による届出([同項](#)の規定による届出のうち変更の内容が軽微であると市長が認めるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

(1) 再生可能エネルギー発電設備の立地その他事業に関する計画(以下「事業計画」という。)の立案に関すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工に関すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに撤去及び処分に関すること。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置を確保するために市長が必要と認める事項

2 [前項](#)の規定による協議は、事業概要書([様式第1号](#))に[次の各号](#)に掲げる届出の区分に応じ、[当該各号](#)に定める図書を添えて行うものとする。

(1) [次条第1項](#)の規定による届出 次に掲げる図書

ア 事業計画案([様式第2号](#))

- イ 措置予定内容表(様式第3号)
 - ウ 位置図
 - エ 案内図
 - オ 事業計画案に係る平面図
 - カ 事業区域内の土地の公図の写し又はこれに準ずるものとして市長が認める図書
 - キ [ア](#)から[カ](#)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- (2) [次条第2項](#)の規定による届出 次に掲げる図書
- ア 変更事業計画案(様式第4号)
 - イ 措置予定内容表
 - ウ 変更の内容が確認できる図書
 - エ [ア](#)から[ウ](#)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 3 事業者は、[第1項](#)の規定による協議が終了した後速やかに、当該協議に基づき、近隣関係者に対し事業計画の案について説明を行わなければならない。
- 4 事業者は、[前項](#)の説明を行い、近隣関係者から当該事業計画の案について意見等があったときは、近隣関係者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、誠意をもって対応しなければならない。
(令5告示69・一部改正)
- (事業計画の届出)
- 第6条 事業者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、事業計画届出書(様式第5号)に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。
- (1) 事業計画(様式第2号)
 - (2) 位置図
 - (3) 案内図
 - (4) 事業計画に係る平面図
 - (5) 事業区域内の土地の公図の写し又はこれに準ずるものとして市長が認める図書
 - (6) 事業区域内の土地の登記事項証明書等権利関係の分かる書類
 - (7) 造成計画に係る平面図及び断面図
 - (8) 排水計画に係る平面図
 - (9) 擁壁計画に係る平面図及び断面図
 - (10) 再生可能エネルギー発電設備の構造図
 - (11) 事業区域内に設置する工作物の構造図
 - (12) 近隣関係者への説明会等実施結果報告書(様式第6号)
 - (13) 事業区域内権利者一覧表(様式第7号)
 - (14) 関係法令等の手続の状況が分かる書類
 - (15) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 事業者は、[前項](#)の規定により提出した届出書及びその添付書類の記載事項に変更があるときは、当該変更をしようとする日の60日前までに、事業計画変更届出書(様式第8号)に次に掲げる図書を添えて市長に届け出なければならない。
- (1) 変更事業計画(様式第4号)
 - (2) 変更の内容が確認できる図書
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- (同意)
- 第7条 事業者は、設置工事に着手しようとするときは、当該設置工事に着手しようとする日の60日前までに、再生可能エネルギー発電設備事業同意申請書(様式第9号)に措置内容表(様式第3号)及び[前条第1項第1号](#)から[第14号](#)までに掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて申請し、市長の同意を得なければならない。ただし、[同項](#)の規定による届出と併せて行う場合には、[同項第1号](#)から[第14号](#)までに掲げる図書の提出を省略することができる。
- 2 事業者は、事業を変更しようとするとき(当該変更の内容が軽微であると市長が認めるときを除く。)は、再生可能エネルギー発電設備事業同意申請書に措置内容表及び[前条第2項第1号](#)及び[第2号](#)に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて申請し、市長の同意を得なければならない。ただし、[同項](#)の規定による届出と併せて行う場合には、[同項第1号](#)及び[第2号](#)に掲げる図書の提出を省略することができる。
- 3 市長は、[前2項](#)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同意するときは再生可能エネルギー発電設備事業同意通知書(様式第10号)により、同意しないときは再生可能エネルギー発電設備事業不同意通知書(様式第11号)により、当該申請をした事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第1項](#)又は[第2項](#)の同意をしないものとする。

- (1) 事業者が[第5条第3項](#)の規定による説明又は[同条第4項](#)の規定による説明及び対応を適切に行わないとき。
 - (2) [第1条](#)の目的を達成するため別に定める再生可能エネルギー発電設備の設置に関する基準に同意を得ようとする事業が適合しないとき。
- 5 市長は、[第1項](#)又は[第2項](#)の同意の際、災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止又は自然環境、景観若しくは都市環境の維持のために必要な条件を付することができる。

(令5告示69・一部改正)

(設置工事等の届出)

第8条 事業者は、[前条第1項](#)の規定により同意を得て設置工事に着手するときは、当該設置工事に着手する日の7日前までに、工事着手届([様式第12号](#))に設置工事の着手に必要な許可証等の写しを添えて市長に届け出なければならない。

2 事業者は、設置工事が完了したときは、当該設置工事が完了した日から30日以内に、工事完了届([様式第13号](#))に設置工事の完了が分かる写真を添えて市長に届け出なければならない。

3 [前2項](#)の規定は、[第6条第2項](#)の規定による届出に係る設置工事について準用する。

(運転開始の届出)

第9条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の運転を開始しようとするときは、当該運転の開始の日の7日前までに、運転開始届([様式第14号](#))に関係する法令に基づく完了届等の写しを添えて市長に届け出なければならない。

(令5告示69・一部改正)

(稼働状況の報告)

第10条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の毎年度の稼働の状況を翌年度の4月30日までに、稼働状況報告書([様式第15号](#))により市長に報告しなければならない。

(令5告示69・一部改正)

(事業終了等の届出)

第11条 事業者は、事業を終了したときは、当該事業の終了の日から30日以内に、再生可能エネルギー発電事業終了届([様式第16号](#))により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去をしたときは、当該撤去の日から30日以内に、再生可能エネルギー発電設備撤去完了届([様式第17号](#))に撤去の完了が分かる写真を添えて市長に届け出なければならない。

(令5告示69・一部改正)

(調査)

第12条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業に関する土地その他の物件、工事又は再生可能エネルギー発電設備の稼働若しくは撤去の状況を調査することについて、関係者に協力を求めることができる。

(令5告示69・一部改正)

(指導、助言及び勧告)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、事業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) [第6条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) [第7条第1項](#)の同意を得ずに設置工事に着手したとき。

(3) [第7条第5項](#)の規定により付された同意の条件に違反したとき。

(4) [前項](#)の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったとき。

(提出部数)

第14条 この要綱の規定により市長に提出する書類は、正副2通とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、[附則第3項](#)の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、施行日以後に設置工事に着手する事業について適用する。

(準備行為)

3 [第5条第1項](#)の規定による協議、[同条第3項](#)の規定による説明並びに[同条第4項](#)の規定による説明及び対応、[第6条第1項](#)の規定による届出、[第7条](#)の規定による同意、[第8条第1項](#)の規定による届出並

びに[第13条第1項](#)の規定による指導及び助言並びに[同条第2項](#)の規定による勧告並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、[第5条](#)、[第6条第1項](#)、[第7条](#)、[第8条第1項](#)、[第13条](#)及び[第14条](#)の規定の例により行うことができる。

附 則(令和4年4月28日告示第134号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月30日告示第69号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第1号（第5条関係）

事業概要書

年 月 日

島田市長

協議者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第5条第2項の規定に基づき、事業概要書を提出します。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	m ²
発 電 出 力	kW
事 業 者	住所又は所在地
	氏名又は名称及び代表者の氏名
	担 当 者 (連 絡 先)
事 業 着 手 予 定 日	年 月 日
運 転 開 始 予 定 日	年 月 日
事 業 終 了 予 定 日	年 月 日
特 記 事 項	

[様式第2号\(第5条、第6条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第2号（第5条、第6条関係）

事業計画案（事業計画）

発電所名称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
設計者名	電話番号
用地の現況	(1) 現況地目及び面積
	宅地 m ² 原野 m ²
	田 m ² 雑種地 m ²
	畑 m ² その他 m ²
山林 m ²	計 m ²
	(2) 用地の取得状況
	(3) 用地の取得計画
太陽光パネルの総面積	m ²
風力発電設備の高さ	m
年間発電電力量	kWh
施設計画	
排水計画	
防災計画	
都市計画区域	都市計画区域 内・外 地域
工期	着手予定日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日

(注)

- 1 風力発電設備の高さの欄は、地盤面から最高部までの高さを記載すること。
- 2 施設計画の欄は、太陽光パネルの枚数、風力発電設備の基数等事業区域内に設置する施設の概要を記載すること。
- 3 排水計画の欄は、排水経路等を記載すること。

[様式第3号\(第5条、第7条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第3号（第5条、第7条関係）

措置予定内容表（措置内容表）

1 再生可能エネルギー発電設備の立地その他事業計画の立案

(1) 区域設定

項 目	措置（予定）内容
区 域 設 定	

(2) 事前協議等

項 目	措置（予定）内容
事 前 協 議 等	

2 再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工

(1) 土地開発の設計

ア 関係法令及び条例の遵守

項 目	措置（予定）内容
関係法令及び条例の遵守	

イ 防災・安全面の配慮

項 目	措置（予定）内容
軟 弱 地 盤 へ の 対 応	
盛 土 ・ 切 土 面 の 保 護	
が け 崩 れ ・ 土 砂 流 出 対 策	
が け 地 対 策	
湧 水 対 策	
雨 水 ・ 排 水 対 策	

ウ 環境への配慮

項 目	措置（予定）内容
生活用水等への配慮	
動植物の保護	

エ 景観への配慮

項 目	措置（予定）内容
景観計画の尊重	
設置による影響の適切な把握	
りゅう 稜線の保全	
目隠し等の措置	
太陽光パネル及び 架台の色彩	
風力発電設備の色彩	

オ 処分への配慮

項 目	措置（予定）内容
処分への配慮	

(2) 発電設備の設計

項 目	措置（予定）内容
適切な設計委託	
安全等に配慮した設計	
基準等に基づいた設計の実施	

(3) 施工

ア 安全等に配慮した適切な施工

項 目	措置（予定）内容
法令等の遵守	
工事の際の安全の確保	
適切な廃棄物処理	
標識の表示	

イ 周辺環境への配慮

項 目	措置（予定）内容
騒 音 対 策	
濁 水 対 策	
関係者以外の立入防止措置	
緩和緩衝帯等の設置	
太陽光パネルの 反 射 光 対 策	
風力発電設備の バードストライク対策	

3 再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに撤去及び処分

(1) 維持管理

ア 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

項 目	措置（予定）内容
保守点検及び維持管理 に係る実施計画の策定 及び体制の構築	

イ 保安規程等に基づく点検

項 目	措置（予定）内容
保安規程等に基づく点検	

ウ 適切な管理

項 目	措置（予定）内容
結果の記録・保管	
地域住民への配慮	
周辺環境への配慮	

エ 維持管理に関する進捗報告

項 目	措置（予定）内容
運転開始に関する届出	
稼働状況に関する届出	

事業の変更に関する届出	
オ 非常時の対処	
項 目	措置（予定）内容
関係者との連携体制の構築	
迅速な対応の実施	

(2) 撤去・処分

ア 法令等に基づく適正な撤去・処分

項 目	措置（予定）内容
法令等に基づく適正な撤去・処分	

イ 撤去・処分の手続等

項 目	措置（予定）内容
再生可能エネルギー発電事業終了届	
再生可能エネルギー発電設備撤去完了届	
処分費用の積立て	
地域住民との合意事項	

4 その他

項 目	措置（予定）内容

[様式第4号\(第5条、第6条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第4号（第5条、第6条関係）

変更事業計画案（変更事業計画）

		変 更 前	変 更 後
事業区域の面積		㎡	㎡
設計者名			
用地の現況	(1) 現況地目及び面積		
	宅地	㎡ 原野	㎡
	田	㎡ 雑種地	㎡
	畑	㎡ その他	㎡
	山林	㎡	計 ㎡
		(2) 用地の取得状況	
		(3) 用地の取得計画	
太陽光パネルの総面積		㎡	㎡
風力発電設備の高さ		m	m
年間発電電力量		kWh	kWh
施設計画			
排水計画			
防災計画			
都市計画区域			
工期	着手予定日	年 月 日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日	年 月 日

(注)

- 1 変更があった事項について記入すること。
- 2 用地の現況の欄は、変更後の内容を記入すること。
- 3 風力発電設備の高さの欄は、地盤面から最高部までの高さを記載すること。
- 4 施設計画の欄は、太陽光パネルの枚数、風力発電設備の基数等事業区域内に設置する施設の概要を記載すること。
- 5 排水計画の欄は、排水経路等を記載すること。

[様式第5号\(第6条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第5号（第6条関係）

事業計画届出書

年 月 日

島田市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	㎡	
発電出力	kW	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
保守管理責任者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
事業着手予定日	年	月 日
運転開始予定日	年	月 日
事業終了予定日	年	月 日

[様式第6号\(第6条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第6号(第6条関係)

近隣関係者への説明会等実施結果報告書

年 月 日

島田市長

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第5条第3項及び第4項の規定により近隣関係者への説明等を実施したので、次のとおり報告します。

発電所名称		
事業区域の所在地		
説明会を実施した場合	実施日時	年 月 日 : ~ :
	実施場所	
	説明者	
	参加者	
説明会以外の方法による場合は、その内容		
参加者からの主な意見		
上記意見への対応方針		
必要な措置を講じたときは、その内容		

[様式第7号\(第6条関係\)](#)

様式第7号(第6条関係)

事業区域内権利者一覧表

所在地及び地番	権利者の氏名又は名称	登記簿目地	地積(m ²)	権利の別	同意の有無	摘要
計						

(注)

- 1 権利の種別の欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同意の有無の欄は、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添付すること。
- 3 同一の土地に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

[様式第8号\(第6条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第8号（第6条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

島田市長

住所 （法人にあっては、その
主たる事務所の所在地）

届出者

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名）

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
項目	変更後	変更前
事業区域の面積	㎡	㎡
発電出力	kW	kW
工事施工者		
保守管理責任者		
事業着手予定日	年 月 日	年 月 日
運転開始予定日	年 月 日	年 月 日
事業終了予定日	年 月 日	年 月 日

[様式第9号\(第7条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第9号(第7条関係)

再生可能エネルギー発電設備事業同意申請書

年 月 日

島田市長

住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

申請者

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

事業を施行するに当たり同意を得たいので、次のとおり申請します。
変更

なお、本事業について次の6の確約事項に掲げる事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

- 1 発電所名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業区域の面積 m^2
- 4 発電出力 kW
- 5 設置工事の着手予定日 年 月 日

6 確約事項

- (1) 事業を行うために必要となる各法令及び条例等の規定を遵守するとともに、措置内容表に定める措置を確実に実施し、市長の同意の下に事業を行うことを確約します。
- (2) 地域住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し、十分配慮します。
- (3) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- (4) 事業によって地域住民等に被害が及ぶ場合は、申請者である私と地域住民等との間において誠意をもって解決します。
- (5) 事業の中止又は終了時には、申請者である私の負担と責任において再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去します。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売又は譲渡をした場合は、申請者である私が相手方に責任をもってこの確約事項を承継させます。

[様式第10号\(第7条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第10号 (第7条関係)

再生可能エネルギー発電設備事業同意通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった事業については、島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第7条第3項の規定により次のとおり同意したので、通知します。

発電所名称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
同意の条件	
市の意見等	

[様式第11号\(第7条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第11号 (第7条関係)

再生可能エネルギー発電設備事業不同意通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった事業については、島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第7条第3項の規定により次のとおり不同意としたので、通知します。

発電所名称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
不同意とした理由	

[様式第12号\(第8条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第12号（第8条関係）

工事着手届

年 月 日

島田市長

住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
届出者
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
工事着手日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

[様式第13号\(第8条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第13号（第8条関係）

工事完了届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
工事着手日	年 月 日	
工事完了日	年 月 日	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

[様式第14号\(第9条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第14号（第9条関係）

運転開始届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発電所名称		
事業区域の所在地		
事業区域の面積	㎡	
事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	担当者 (連絡先)	
運転開始予定日	年 月 日	

[様式第15号\(第10条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第15号（第10条関係）

稼働状況報告書

年 月 日

島田市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

報告者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 発電所概要

発電所名称	
事業区域の所在地	

2 報告対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 稼働状況（発電実績等）

月	発電量 (kW)	特記事項
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

4 処分費用の積立状況

(処分費用に対する積立率： 円 %)	年 3 月 31 日現在
--------------------	--------------

[様式第16号\(第11条関係\)](#)

(令 5 告示69・一部改正)

様式第16号（第11条関係）

再生可能エネルギー発電事業終了届

年 月 日

島田市長

届出者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	㎡
事 業 者	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
	担 当 者 (連 絡 先)
発 電 設 備 の 概 要	
事 業 終 了 日	年 月 日
特 記 事 項	

[様式第17号\(第11条関係\)](#)

(令5告示69・一部改正)

様式第17号（第11条関係）

再生可能エネルギー発電設備撤去完了届

年 月 日

島田市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

届出者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

島田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する指導要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発 電 所 名 称	
事 業 区 域 の 所 在 地	
事 業 区 域 の 面 積	㎡
事 業 者	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
	担 当 者 (連 絡 先)
発 電 設 備 の 概 要	
撤 去 完 了 日	年 月 日
特 記 事 項	